



## ICL 一般販売約款

### 1. 総則

- 1.1 本一般販売約款（以下「**本約款**」という。）は、買主（その承継人、相続人、関連会社及び子会社を含み、以下「**買主**」という。）による、ICL Group Ltd. に関連する販売事業体（その承継人、相続人、関連会社及び子会社を含み、以下「**売主**」という。）からの製品（以下に定義）の購入を規定する一般条件を定めたものである。買主及び売主をそれぞれ「**当事者**」といい、総称して「**当事者ら**」という。
- 1.2 売主から製品を発送、受領、支払い、又は使用することにより、買主は本約款を受け入れ、本約款に法的に拘束されることに同意するものとする。ただし、買主と売主の双方の権限ある代表者が署名した書面による供給契約、流通契約、又はその他の関連販売契約（以下、それぞれ「**販売契約**」という。）を当事者双方の権限ある代表者により有効に締結されている場合には、当該販売契約は、本約款と矛盾する範囲において、本約款に優先して適用されるものとする。さらに、注文、請求書及び／又は受注確認書において、当事者らの権限ある代表者が書面により合意し署名した特定の条項がある場合には、当該特定の条項は、本約款と矛盾する範囲において、本約款に優先して適用されるものとする。販売契約及び／又は特定条項が存在しない場合、本約款並びに該当する売主受注確認書又はその他の電子確認書に含まれる規定（存在する場合は、売主による製品の販売に関する当事者間の最終的かつ完全に排他的な合意を構成するものとする。特に、当事者間の過去の取引慣行及び慣習は、本約款の解釈において一切考慮されないものとする。
- 1.3 上記各販売契約に関して明示的に規定されている場合、及び当事者が書面で合意した特定かつ個別の条項に関して明示的に規定されている場合を除き、本約款は、両当事者の権限ある代表者が署名した書面による場合を除き、修正することはできない。
- 1.4 上記第1.3項の制限に従い、いかなる契約間の条項の抵触を解決するにあたっては、以下の優先順位に従うものとする。  
(a) 最優先として、各販売契約及び／又は当事者が発注、請求書発行及び／又は受注確認の目的で使用する取引書類において書面で合意した特定かつ具体的な条項、  
(b) 次に、本約款本文に定める条項。
- 1.5 本約款は、売主の裁量により将来的に変更されることがあります。ただし、買主が注文書を発行した時点で、売主のウェブサイト、ポータル、又はオンラインサービス（「ウェブサイト」）に掲載されている利用規約が、当該注文書に適用されるものとし、買主は、本約款の改訂版がウェブサイトに掲載されることが、いかなる変更についても十分な通知となることを認め、これに同意するものとします。買主は、ウェブサイト又はその他の電子注文手段を通じて入手可能な製品を購入するに、本約款及びその他のポリシーや通知を確認すべきであり、買主が当該ウェブサイト又はその他の電子注文手段を利用することは、本約款の最新版への承諾及び同意を構成するものとします。

### 2. 定義

本約款で使用される大文字表記の用語は、以下に規定される意味を有するものとする：

「**訴訟**」とは、管轄権を有する裁判所、手続、その他の政府機関によって提起された、又は提起される可能性のある、あらゆる請求、要求、訴訟、仲裁、調停、訴訟手続、監査、照会、調査、又は手続を意味します。

「**関連会社**」とは、いかなる者についても、当事者を直接に、又は一つ以上の仲介者を介して間接的に支配し、当事者に支配され、又は当事者と共通の支配下にある他の者を意味する。本定義において、「支配」とは、議決権付証券の所有を通じて、ある者の経営及び方針を指示し、又はその指示を引き起こす直接的又は間接的な権限を有することを意味する。

「**契約**」とは、文脈上別段の定めがない限り、本約款、各適用販売契約、受注確認書、及び本約款に基づき発行される請求書を意味する。

「**秘密情報**」とは、売主のノウハウ、営業秘密、その他の知的所有権、製品、業務、プロセス、計画又は意図、製品情報、顧客、市場機会、事業活動、財務情報、事業情報又は目標を構成する、又はこれらに関連する一切の専有資料、データその他の情報を指し、売主が行う活動と実質的に類似した活動に従事する者によって通常又は合理的に秘密情報と見なされるものをいう。秘密情報には、以下のいずれかに該当する情報は含まれない。(i) 買主への開示目以前に買主が正当に既に知っていた情報、(ii) 買主による不正な行為又は不作為によらず、開示前又は開示後に公知となった情報、(iii) かかる開示を行う法的かつ契約上の権利を有する第三者により、善意で買主に開示された情報、又は (iv) 売主の秘密情報を一切使用せず買主により、又は買主のために独自に開発された情報。

「**契約年度**」とは、毎年1月1日に開始し同年12月31日に終了する12ヶ月間を意味する。ただし、本約款の最初の契約年度は、契約締結日から当該年の12月31日までとする。

「**原価**」とは、適用される一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき売主が合理的に算定した、製品の製造又は供給に要する直接及び間接の費用及び経費を意味する。原価には、エネルギー費用及び経費、並びに買主への販売価格を決定するために使用されるその他の関連製造費用も含まれる。

「**政府機関**」とは、連邦、州、省、地方、外国又は多国籍の政府、又はその行政区分、裁判所、審判所、立法機関、行政機関又は委員会、その他の政府又は規制当局、機関、組織、仲裁人、公的又は私的、国内又は外国を問わず、証券取引所、その他の自主規制機関、準政府機関、又は同様の権限を行使する公的国際機関を含む。

「**インコタームズ**」とは、契約で指定される国際商業会議所（ICC）発行の適用されるインコタームズ版を意味する。契約において特定のインコタームズ版への言及がない場合、インコタームズ2010版の条件が適用される。

「**受注確認書**」とは、注文書への応答として売主が買主に発行する書面による確認書を意味し、本約款に基づき売主が供給する製品を確認するものである。

「**法令**」とは、あらゆる政府機関の準拠法（コモン・ローを含む）、法令、憲法、規則、規制、条例、法規、令状、指令、方針、ガイドライン、行政解釈、細則、裁定又は条約、並びに各事例において法的拘束力を有するすべての適用される命令を意味する。

「**者**」とは、個人、パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、法人、有限責任会社、協会、株式会社、信託、遺産、合併事業、非法人組織、又は政府機関を意味する。

「**製品**」とは、契約に基づき売主が買主に販売する製品又は商品の意味する。

「**注文書**」とは、契約に従い、売主による製品の供給について買主が売主に発行する注文書を意味し、要求数量、関連価格、納期及び納品条件を含むがこれらに限定されない。

「**代表者**」とは、いかなる者についても、当事者の取締役、管理者、役員、社員、パートナー、従業員、コンサルタント、代理人、弁護士、顧問、及び当事者に代わって行動するその他の代表者を意味する。

「**制裁対象者**」とは、適用される裁判管轄による包括的な輸出管理、貿易・経済制裁、反ボイコット要件、その他の制限措置又は制裁の対象となる者を意味する。

「**税金**」とは、連邦、州、地方、又は外国の税金、課徴金、開税、課税金を意味し、これには所得税、総収入税、キャピタルゲイン税、免許税、給与税、雇用税、物品税、証券金税、職業税、保険料税、印紙税、暴利税、環境税、開税、資本金税、フランチャイズ税、利益税、源泉徴収税、社会保障税（又は類似の税）、失業、障害、没収、放棄又は未請求財産、財産、動産、売上、使用、譲渡、登録、付加価値、代替又は追加最低、物品・サービス、統一売上、推定その他のあらゆる種類の税金を意味し、政府当局によって課されるもの（争われているか否かを問わない）を含み、これに関連する分割払い、利息、罰金又は追加金を含む。

### 3. 発注手順

3.1 買主は、売主の合理的な要求に従い、製品に関するすべての注文書を売主に書面で提出し、各注文書について売主の最低出荷リードタイム以上を確保しなければならない。

3.2 売主は、独自の裁量により、いかなる注文書を受諾又は拒否する権利を有する。書面による受諾及び確認（書面による確認、請求書、その他合理的に受諾可能な確認手段によるもの）がなされ、かつ買主の信用力が売主の独自の合理的な事業判断に基づき十分に確立された場合に限り、注文書（対案その他の提案を含む）は売主を拘束する。売主は、買主の発注を受領したことを確認する注文受領通知（以下「**注文受領通知**」という。）を買主に送付することができる。かかる注文受領通知は、いかなる状況においても本第3.2条の目的上、受注確認書と解釈されることなく、売主による買主の発注受領を確認する唯一の目的で送付されるものとする。

3.3 売主は、第3.1条に従い買主が発注した製品の数量を納入するものとするが、買主が発注した製品数量が以下のいずれかを上回る場合、その納入を停止又は制限することができる。  
(a) 直近の連続する12ヶ月間の平均月間数量、又は (b) 当該契約年度における最大見込数量を当該契約年度の経過月数で除した数量（以下「**最大数量**」という。）。疑義を避けるため、本約款のいかなる規定にかかわらず、売主は契約年度において、本約款に基づき月次又は年次で算出される最大数量を超える数量を買主に供給する義務を負わない。

3.4 買主は、製品に対する需要を可能な限り正確に予測するため、合理的な商業上の努力を払うものとする。買主は、契約年度の開始前に、少なくとも年1回、今後12か月間の製品総予測購入量を月別内訳とともに売主に通知するものとする。各予測は、計画目的のみのための拘束力のない誠実な見積もりとして扱われる。

#### 4. 価格、支払条件

4.1 買主が注文した各製品について、買主が納入される製品について支払うべき価格（以下「価格」という。）は、販売契約書又は第3条に基づき発行される注文受領通知のいずれかに記載されるものとする。

4.2 各販売契約で別途合意がない限り、契約年度中、売主は、製品の価格、納入場所、サービス手当、及び支払条件を、それぞれ、当該改定条件の発効日の15日前までに買主に書面で通知することにより、調整することができる。

4.3 第4.2項を制限することなく、いかなる契約年度においても、市場状況の変化、製品の原価の変化、又は適用される税金の変化の結果として、製品の継続的な製造及び供給が非現実的又は不経済となった場合（いかなる経済的困難を含む）、売主は、当該変更に関連する製品の価格を調整するか、又は買主に対し書面にて当該契約の効力発生日の30日前までに通知することにより契約を解除する選択権を有するものとする。

4.4 買主に対して発行された請求書及び当該請求金額は、買主による異議の有無にかかわらず、当該請求書に指定された期間内に売主に対して全額支払わなければならない。請求書に異議がある場合、買主は支払期日の10日前までに、異議のある項目を全て列挙し、各項目について合理的に詳細な説明を記載した書面による説明書を売主に提出しなければならない。異議のある金額を除き、売主が請求した金額は承認されたものとみなされ、当該請求書に記載された期間内に支払われるものとする。当事者らは、かかる紛争を誠実に迅速に解決しよう努めるものとする。誠実な紛争の解決が図られるまでの間、各当事者は履行を継続するものとする。ただし、買主は異議のある金額についても支払いを保留することはできず、当該請求書に従い支払うものとする。

4.5 書面による別段の合意がない限り、すべての請求書は、売主が買主に指定する銀行口座へ即時利用可能な資金による振込により支払われるものとする。売主の指定銀行口座の変更は、(a) まず、売主の上級財務責任者（例：最高財務責任者、財務担当役員、経理責任者、又は会計部長など、該当する役職）が署名した書面による文書で確認され、(b) 次に、当該書面による確認後、買主が売主の既知の連絡担当者との電話又はビデオ通話により売主と確認しなければならない。本約款条件に従わない支払いは、買主が本約款に基づき請求書に基づく金額を支払う義務を免除するものではない。買主が本条項に違反した場合、買主は当該違反による金銭的損失及びその他全ての結果を負担し、売主が被った損失又は損害賠償について売主を補償するものとする。

4.6 買主が本約款又は関連契約に基づき支払期日までに製品の代金を支払わない場合、当該不払いが本約款の重大な違反を構成するときは、売主は他の権利又は救済措置を損なうことなく、契約を解除しないことを決定した場合、売主は次の措置を講じることができる：  
(a) 当該支払不履行が是正されるまで、買主に対する製品の将来の納入を終了又は停止すること；及び  
(b) 買主の財務的信用力が売主にとって不十分となった場合、売主は以下を行うことができる：(i) 買主の財務的信用力が売主の合理的な満足を得られるまで、製品の将来の出荷を保留することを選択すること；(ii) 買主に対し、将来の出荷分について前払いを要求すること；(iii) 買主への将来の製品出荷前に、支払いのためのその他の合理的な担保を要求すること（これには、売主による審査のための買主の財務諸表、売主が承認した機関による信用状、又は買主の親会社若しくは関連会社による支払保証書が含まれるが、これらに限定されない。）；又は(iv) 支払いがなされていない製品について、買主からの返還を要求すること。買主は、上記状況において売主が被る可能性のある一切の損失及び損害賠償について責任を負うものとする。

4.7 売主の権利及び救済措置を制限することなく、各支払期日までに支払われない請求書及び請求金額には、支払期日当日に「フィナンシャル・タイムズ」（ロンドン）に掲載されたLIBOR銀行間3ヶ月物金利（又はLIBORに代わる金利決定の市場慣行）に年5%を加算した利率による利息が課せられる。当該利息は、当該金額（未払利息を含む）が売主に全額支払われる日まで（当該支払日を除く）発生する。又は上記第4.6項に定める売主の権利に加え、不払いが生じた場合、(a) 買主は売主に対し、全ての合理的な費用及び経費（合理的な弁護士費用・経費その他の回収費用を含む）を支払うものとする。(b) 売主は、買主が売主に負う一切の金銭・金額・その他の債務を、売主が買主に負う一切の金銭・金額・その他の債務と相殺することができる（相殺・オフセット、ネット決済、又は当事者間の他の商業契約全体又は各契約内での相殺を含む）。疑義を避けるため、買主は、売主に対して支払うべき（又は支払期日が到来する）金額を、売主が買主に対して支払うべき（又は支払期日が到来する）他の金額と相殺又は留保する権利を有さず、また、売主を名乗る第三者への支払いが行われたとする主張又は申し立ての結果として、かかる権利を有しない。

4.8 上記は、本約款、その他の契約、準拠法その他の根拠に基づく売主が有するその他の権利又は救済手段（相殺権、相殺、ネット決済、又は償還権を含むがこれらに限定されない）を制限するものではなく、これらに加えて適用されるものである。

4.9 売主は買主に対し電子請求書を発行する義務を負わない。買主が電子請求書未発行を理由に売主に罰則を科す場合、又は当該電子請求書提供のために売主に手数料を請求する場合、当事者らはかかる費用が買主に転嫁されること、かつ当該費用が売主による製品価格設定の構成要素ではないことを承認し合意する。

4.10 当事者らは、製品の価格が、すべての売上税、使用税、譲渡税、及びその他の類似の税金（疑義を避けるために、法人所得税、並びに法人所得税に代えて課される範囲において課されるフランチャイズ税、物品税、又は支店利益税を除く）（総称して「購入者税」という。）を控除した金額であることを確認し、これに同意する。契約に関連して現在又は今後課されるすべての購入者税（契約に基づく製品の販売又は製品代金の送金に対して課されるものを含む）は、買主が支払うものとする（当該購入者税が価格計算に既に含まれていない範囲において）。買主が支払うべきかかる購入者税を売主が支払った場合、買主は売主からの書面による通知を受領後10日以内に、当該購入者税を売主に償還するものとする。

#### 5. 引渡し・検査

5.1 製品の引渡しは、製品が売主の出荷ドックを出た時点で、インコタームズに従って完了するものとする。各出荷は個別の販売を構成し、買主は、当該出荷が受注確認書の全部又は一部の履行であるかを問わず、第4.4条に規定される支払条件に従い、出荷された製品の代金を支払うものとする。

5.2 売主は、契約に基づき買主の施設へ納入されるべき製品の納入不能又は遅延について一切の責任を負わない。売主の製品納入責任は契約に明記された場所に限られ、買主が当該製品について合理的かつ具体的な輸送指示を提供していない数量については、納入義務を負わない。製品が買主の施設に到着した後、買主が製品の受領を怠るか拒否した場合、買主は当該遅延に起因する一切の費用、コスト及び経費について売主を補償するものとし、売主は次の権利を行使できる：(a) 確定済み注文書に基づく未納品数量に関して解除権を行使すること；(b) 当該製品を買主の費用負担で保管すること；又は(c) 当該製品を売却し、売却による全収益を売主に対する買主の債務に充当することができる。ただし、売主は当該売却後に残存する債務額について買主に対し支払いを求める権利を留保し、かつ当該売却により買主の売主に対する債務総額を超える収益が生じた場合には、当該超過収益は買主に返還されるものとする。

5.3 買主は、納入された製品を受領後直ちに検査し、納入後30日以内（当該期間内に損傷、紛失その他の不具合について合理的な検査によって発見できない場合は納入後60日以内。ただし買主は納入製品を検査・検証するために相当の努力を払うことを条件とする）に、損傷、紛失、注文数量不適合、製品仕様不適合その他の不具合について売主に通知するものとする（かかる不適合の対象となる製品を「**不適合製品**」という。）。買主が該当する30日/60日期間内に製品が仕様を満たさない旨を売主に通知しなかった場合、当該製品は仕様を満たしたものとみなされる。売主が買主に販売した製品が仕様と適合しない、又はその他の理由により不適合製品であり、かつ売主が所定の30日/60日期間（該当するもの）内に当該不適合について通知を受けた場合、売主は独自の裁量により、以下のいずれかを実施するものとする：(a) 当該不適合製品を交換する；(b) 当該不適合製品に対して買主が売主に支払った価格に加え、当該不適合製品の買主への引渡しに起因して買主が負担した合理的かつ文書により裏付けられた輸送費及び経費を合算した金額を製品クレジットとして発行する。

5.4 第5.3項にかかわらず、売主は、いかなる場合においても、以下のいずれかの事由がある場合を除き、不適合について買主に対し責任を負わないものとする。(a) 売主が当該不適合製品を独自に検査・検証する機会を与えられていない場合、(b) 買主が売主に通知した後も当該不適合製品を継続使用したと合理的に判断される場合、(c) 主張される不適合が誤用又は誤操作の結果である場合、又は(d) 当該不適合が買主による当該製品の改造又は修理の結果である場合。

5.5 納入された製品が適用される仕様を満たしているか否かに関する紛争は、両当事者が相互に合意して任命する独立検査機関（当該合意は不当に保留、条件付、遅延されることはない）によって決定されるものとし、当該検査機関は、上記適用される30日間の検査期間（該当する場合は60日間の検査期間）の満了後15営業日以内に任命されるものとする。検査機関は、売主及び買主から採取された代表サンプルを検査し、双方の提出内容を考慮した上で、最終的かつ拘束力のある決定を下すものとする。独立検査機関が製品を仕様と適合しないと判断した場合、検査機関の費用は買主が負担する。独立検査機関が製品を仕様と適合すると判断した場合、独立検査機関の費用は買主が負担し、この場合、買主は当該製品を保持（及び代金を支払う）か、売主に当該製品の交換を要求する（買主は当初の納品分と交換品の両方の代金を支払う）かの選択権を有する。本第5.5条に定める救済措置は、本約款又は法令に基づき買主が有するその他の救済措置を制限する意図を有するものではない。

## 6. 数量、重量、及び分析

- 6.1 販売契約で別途合意がない限り、売主が該当する注文書に基づく納入数量に対し、10%以内の増減で製品を納入した場合、買主は当該超過分又は不足分に關して、当該製品の全部又は一部へ異議を唱えたり拒絶したりする権利を有せず、かつ、第4.4条に従い、納入された製品に対して比例配分に基づき代金を支払わなければならない。
- 6.2 売主は、業界慣行に従い、出荷前分析時に製品のサンプルを採取、保持、保管し、各注文書に帰属する製品の現行仕様、数量、重量に関する適合性を確認することができる。売主による出荷前分析は、当該仕様への適合性についての決定的な証拠となり、かつ納入数量及び重量を確定するものとし、いずれの場合もすべての目的において拘束力を有する。

## 7. 所有権及び所有権の移転

本約款に別段の定めがない限り、製品の所有権は売主が全額の支払いを受領した時点で売主から買主に移転する。売主が全額の支払いを受領するまでは、買主及びその代表者並びにその他の第三者は、当該製品を受寄人として保有するものとする。支払条件のいずれかに違反した場合、買主は自己及びその代理人並びにその他の第三者のために、売主が当該意図を記載した書面に買主7営業日前に提供した後、売主が如何なる施設に立ち入り製品を回収することを認める。製品の損失、損傷及び汚染の危険は、適用されるインコタームズに従い売主から買主に移転する。

## 8. 不可抗力

本約款に基づく売主又は買主の義務は、当該当事者の合理的な支配を超える事由（以下「**不可抗力事由**」という。）により、売主が契約に基づく履行を妨げられ、又は買主が契約に基づく製品の納入及び受領を妨げられる期間及び範囲において、停止されるものとする。不可抗力事由には、以下を含むがこれらに限定されない：

- (i) 天災、(ii) 洪水、火災又は爆発、(iii) 戦争、侵略、暴動その他の内乱、(iv) 法令、(v) 契約締結日以降に発効した禁輸又は封鎖、(vi) 政府当局による措置、(vii) 国家又は地域の非常事態、(viii) ストライキ、労働停止又は作業遅延その他の労働争議、(ix) パンデミック、又は (x) 十分な電力又は輸送能力の不足。明確化及び疑義を避けるため、いずれかの当事者の経済的困難は不可抗力事由を構成しない。不可抗力事由に遭遇した当事者は、合理的に実行可能な限り速やかに、停止の日時、範囲及び原因を記載した履行停止通知を相手方に通知し、原因が除去された後、合理的に実行可能な限り速やかに義務の履行を再開するものとする。買主及び売主は、不可抗力事由に起因する契約上の義務の不履行又は履行遅延（買主の支払義務を除く）について、責任を負わないものとする。不可抗力事由により履行を妨げられていない当事者は、当該事由発生日から60日以内に不可抗力事由の終了通知を受領していない場合、直ちに、又は不可抗力事由が継続している間いつでも、終了通知に記載された日付をもって契約を終了させる権利を有する。売主が不可抗力事由に遭遇した場合、売主は独自の数量により、契約に基づく納品の全部又は一部を停止又は取消し、利用可能な製品の供給量、その他の商品又は資材を（製品の追加供給の取得、その他の商品又は資材の調達、製品その他の商品の販売を目的とした他の者との契約締結、又は原材料の新規供給者の確保を義務付けられることなく）自社、その関連会社及び他の購入者を含む購入者間で配分することができる。不可抗力事由は、いずれの当事者も契約の条件に従った支払義務を免除するものではない。

## 9. 保証、保証の免責、責任の制限

- 9.1 売主は、買主に対してのみ、出荷日時時点で契約に基づき供給される全ての製品が売主の現行製品仕様と適合することを保証する。
- 9.2 第9.1項に規定する場合を除き、売主は（製品に關してであっても）いかなる種類の表明又は保証も行わず、口頭又は書面を問わず、商品適格性、権利非侵害及び特定目的への適合性に関する黙示の保証を含む。明示的、黙示的、法定の如何を問わない一切の表明及び保証を否定する。前項の規定をいかなる方法でも制限することなく、売主は買主に対して提供した技術的助言又はその結果について一切の責任を負わず、また売主が買主に提供した関税分類コード情報についても一切の責任を負わない。かかる助言はすべて買主の単独の責任において提供され、受諾されるものとする。売主又はその代理人による契約で要求される方法及び品質での製品提供の不履行に対する買主の唯一の救済手段は、第5.3条に定める救済手段とする。ただし、かかる不履行が売主又はその関連会社若しくはそれらの代表者のいずれかの重大な過失、故意の不正行為、又は詐欺に起因又は結果として生じた場合を除き、本項のいかなる規定も、本約款、準拠法その他に基づく買主の権利又は救済手段を制限するものではない。
- 9.3 本約款又は契約に相反する規定がある場合であっても、売主及びその関連会社の、本約款、契約又は契約に基づくその他の契約に關連して生じる一切の損失又は損害（その原因が契約、不法行為〔過失を含む〕、厳格責任その他いかなる法理に基づくかを問わない）に関する総責任額は、いかなる場合においても、当該原因を生じさせた製品について売主が実際に受領した購入価格を超えないものとする。契約に相反する規定がある場合であっても、いずれの当事者又はその関連会社も、相手方当事者に対し、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害、結果的損害、利益、データ若しくは収益の損失、又は事業中断を含むいかなる種類の損害についても、当該当事者又はその関連会社がかかる損害の可能性について通知されていた場合であっても、責任を負わないものとする。ただし、当該免責を主張する当事者（又はその関連会社）の重大な過失又は故意の不正行為により当該損害が生じた場合、及び第14.1項に關しては、この免責規定は適用されない。直前の文は、第10条に基づく補償義務の対象となる第三者請求に關連して第三者に支払われた、又は支払われるべき損失には適用されない。本第9.3項は、契約に基づくいかなる救済措置がその本来の目的を果たさない場合であっても、適用されるものとする。

## 10. 補償

買主は、売主、その承継人及び譲受人、並びにその構成員、子会社、関連会社及びそれらの各代表者（総称して「**売主関係当事者**」という。）に対し、以下の事項に關連する、又は何らかの形で生じる一切の責任、損失、損害（財産への損害、人の負傷又は死亡を含む。間接損害を含み、特に補償的損害賠償及び懲罰的損害賠償の両方を含む）、支払い、費用及び経費（合理的な弁護士費用及び経費を含む）（第三者請求に關連するかどうかを問わず、総称して「**損失**」という。）を補償し、免責し、永久に免除し、かつ防御することに同意する。これらは、以下の事項に關連し、又は何らかの形で生じるものとする：

- (i) 本約款に基づき買主に供給された製品が、買主又は買主が当該製品を直接又は間接的に販売、流通、譲渡、その他の方法で供給する第三者の占有又は管理下にある間に生じる、当該製品の受領、取扱、保管、加工又は使用、(ii) 売主が買主に提供した、製品の輸送、取扱、保管、積載、荷卸し又は使用に關する技術的助言、その他の助言又は助言の実施、(iii) 契約に基づく製品の販売、供給、引渡し又は購入、(iv) 買主による契約違反、過失又は故意の不正行為、又は (v) 人の健康の保護（当該暴露に關する警告義務違反を含む）又は環境の保護に關する法令に基づき、又はこれに従って生じる責任を主張する訴訟、若しくは大気、土壌、地表水、地下水又は河川に影響を及ぼす環境状態に關連して政府当局が要求する浄化対応、除去又は修復。

## 11. 法令・方針の順守

- 11.1 買主は、契約に基づく履行に關連して、環境保護、健康及び安全に關する法令を含むがこれらに限定されない全ての法令を遵守し、かつ、その関連会社及びあらゆる階層の代表者に対し、同様の遵守を要求するものとする。
- 11.2 売主は倫理規定を制定しており、これは要請に応じて入手可能であり、売主のグローバルウェブサイト <http://icl-group-sustainability.com/reports/code-of-ethics/>（又は当該ウェブサイト上で目立つよう表示されているその他の場所）で閲覧できる倫理規定（以下「**倫理規定**」という。）。買主は、売主、その関連会社及びその代表者の商業的関係に關わる全ての事項において、その履行を本倫理規定に定める基準及び期待に適合させることを約束する。
- 11.3 買主は、腐敗防止、競争法及び外国貿易管理（国連、EU及び米国の輸出管理・制裁法その他關連規制当局の法令）に關する全ての準拠法を遵守するものとする。特に、(a) 買主は売主に対し、自らが制裁対象者ではないことを確認する。(b) 本約款に基づき販売される製品が、(i) 制裁対象者への供給を目的とし、(ii) 制裁対象者に直接又は間接的に独占的又は主に供給される商品の生産に使用されないこと、(iii) その他の対外貿易管理に違反する目的で使用されないことを確認する。(c) 買主は、外国貿易管理により禁止されている取引、又は外国貿易管理に違反しない場合であっても売主の商業的その他の評判上の利益に損害を及ぼすおそれのある取引に關し、直接的又は間接的にいかなる者とも取引を行わず、また売主を取引を行わないこと。(d) 買主は、違法な目的又は不適切に取引を獲得若しくは維持する目的で、いかなる者に対しても価値のあるものを提供し、約束し、提供を試み、又は提供の承認してはならない。買主は、本第11条の規定への遵守を確認するため、適切な記録を維持するものとし、売主は買主が本規定に違反しているかと真正に信じる場合、又は準拠法違反の可能性について適用される公的機関による調査又は申し立てがあった場合には、売主が当該記録を監査することを許可するものとする。当事者は、かかる監査並びに紛争若しくは調査に關連する関連文書提供において協力するものとする。買主が本条項における義務若しくは表明に違反した場合、売主は一切の責任を負うことなく直ちに契約を解除できる。

- 11.4 買主は、第11.1条から第11.4条に關する疑わしい不遵守について、速やかに売主に通知し報告するものとする。疑義を避けるために、買主は、その代表者、関連会社、又はその各代表者、委任者、下請業者によって行われた、又は引き受けられた活動、及びそのような活動に關連してそのような者による第11.1条から第11.4条に規定された事項の違反を含むあらゆる作為又は不作為について、全責任を負うものとし、それは買主の作為又は不作為とみなされるものとする。

## 12. サイバーセキュリティ、データプライバシー

- 12.1 買主は、常に、以下のすべてを重要な点において遵守しなければならない。(i) 準拠法（米国連邦調達規則（FAR）条項 52.204-21（該当する場合）及び欧州連合規則2016/679（一般データ保護規則、適用される場合）を含む）であって、データセキュリティ、データプライバシー、又は個人識別情報その他の売主の秘密情報の収集、使用、保管、移転又は開示を規定するもの、並びに(ii) 買主が公開している最新のウェブサイト向けプライバシーポリシー。買主は、個人を特定できる情報の保護のために業界標準の管理措置を講じるものとし、これには個人を特定できる情報を提供される、又はアクセス権限を与えられる第三者の選定及び監督が含まれる。
- 12.2 買主は、準拠法で要求される場合を含め、売主がアクセス可能であり、売主情報が統合されている、又は売主情報が含まれる情報システムにおいて、売主情報に關連する不正なアクセス、使用、保存、開示、処理、移転、収集、変更、破壊その他の侵害行為、又はシステム運用への干渉を防止するため、常に適切な管理上、物理的、技術的な安全対策を講じ、使用し、維持しなければならない。買主は、前項に定める適用契約で許可されていない不正な試行又は成功した不正行為（それぞれ「**セキュリティインシデント**」）が発生した場合、売主に通知することに同意する。買主のネットワーク又は当該情報若しくはデータを含むサーバーに対するスキミングやpingなど、日常的に発生する軽微な事象であって、成功しなかったものについては、セキュリティインシデントには該当するもの、準拠法により報告が義務付けられる場合を除き、報告義務の対象とはならないものとする。セキュリティインシデントの結果、売主情報の取得、アクセス、使用又は開示が生じ、当該情報のプライバシー及びセキュリティが侵害された場合（以下「**侵害**」という）、買主は3営業日以内に売主へ書面による通知を行い、可能な範囲でセキュリティインシデントの詳細な概要及び結果の概要を含むものとする。かかる通知に加え、買主は、売主の秘密情報又は買主が認識した個人識別情報を含む買主の情報システムにおけるシステム運用への不正な干渉があった場合、当該インシデントを認識した日から10営業日以内に報告するものとする。買主は、入手可能な限り、あらゆるセキュリティインシデント（侵害を含む）に關する情報を売主に継続的に提供するものとする。

### 13. 解除、救済措置

売主は、自己の権利及び救済措置を制限することなく、以下の各号のいずれかに該当する場合には、買主に対する書面による通知をもって、契約の全部又は一部を解除することができる。(a) 買主が、契約のいずれかの条項を重大な点において違反し、当該違反が是正可能であるにもかかわらず、売主が当該違反を特定した書面通知を受領した日から14日以内に(支払関連違反の場合は5営業日以内)に是正しない場合。ただし、当該違反を是正するために合理的により長い期間を要する場合には、買主が当該違反を速やかに是正するため誠実な努力を払っていることを条件として、45日以内とする。(b) 管轄権を有する裁判所又は政府機関が、買主又はその財産の重要な部分に関して、管財人、受託者、又はこれに類する権限を有する者を任命する命令を発した場合、又は、いずれかの法域における破産法若しくは支払不能法に基づく清算、再編その他の救済を目的とする事件若しくは手続において救済命令が発令された場合、若しくは買主の解散又は清算又は清算手続開始を命じる命令が発せられた場合。又は、買主に対してかかる救済を求める申立てがなされ、当該申立てが60日以内に却下されない場合。又は(c) 買主に係る支配権変更取引が発生する場合。(i) いかなる者(関連会社を含む)による、買主の議決権付証券の50%超の取得又は移転(合併、統合、組織再編(適用される破産法に基づくものを含む)、又は一連の関連取引によるものを含む)、若しくは(ii) 買主の資産の全部又は実質的全部を対象とする合併、売却、譲渡その他の移転。本項において「支配」とは、議決権付有価証券の所有、契約その他の方法によるかを問わず、直接的又は間接的に、ある者の経営及び方針を指示し、又はその指示を生じさせる権限を有することをいう。

### 14. 秘密情報、証券法、知的所有権

14.1 買主は、売主の秘密情報を第三者に使用又は開示してはならない。ただし、当該秘密情報が以下の場合にはこの限りではない。(i) 当該秘密情報が政府当局への提出書類、申請書類又は政府当局との通信に含まれることが要求される場合に、当該政府当局に対して開示される場合、(ii) 買主の代表者に対し、契約と同等以上又はより厳格な守秘義務条項を含む適切な条件の下で、当該当事者が契約に基づく義務を履行し、又は権利を行使する目的で提供される場合、又は(iii) 法令により要求される範囲、又は当該情報の取得権を主張する管轄裁判所、規制機関その他の政府当局の命令により開示される場合。前項14.1(ii)に基づき開示が要求される場合、買主は速やかに売主に通知し、売主が当該強制開示の防止又は制限を試みる場合、売主の単独の費用及び負担において、売主から合理的に要請された合理的な支援を提供するものとする。開示が防止又は制限されなかった場合、開示される秘密情報は、特に要求された部分に限定されるものとする。

14.2 買主は、以下の事項を認識し、これに同意するものとする。(a) 秘密情報には、ICL Group Ltd. 又はその関連会社に関する重要な非公開情報(以下「インサイダー情報」という。)が含まれる可能性があること。(b) 米国又はイスラエルの証券法は、ICL Group Ltd. 又はその関連会社に関する重要な非公開情報を有する者による、ICL Group Ltd. の証券の購入又は売却、並びに、当該情報に依拠して当該証券を購入又は売却する可能性が合理的に予見される状況において、当該情報を第三者に伝達することを禁止していること。したがって、買主はさらに以下に同意する。(x) ICL Group Ltd. 又はその関連会社すべての秘密情報およびインサイダー情報を保持すること。(y) インサイダー情報の取扱い及びこれに基づく行動に関するすべての法令を遵守すること(インサイダー情報を保有している間における直接又は間接的取引、又はインサイダー情報の開示若しくは利用を含む)。(z) ICL Group Ltd. が当該情報を公開するまでの間、買主及びその関連会社(並びにそれらに代わって行動する者又はそれらと共同して行動する者)が、インサイダー情報に基づいて、又は当該情報を保有している間に、ICL Group Ltd. の証券を取引しないよう最善の努力を尽くすこと。なお、売主は、準拠法、適用される証券取引所の上場契約又は規則(米国又はイスラエルの証券規制に基づく開示要件を含む)に基づき、当事者間の契約の性質及び存在を開示することを要求される場合がある。

14.3 買主は、本約款のいかなる規定も、本約款に基づき供給される製品に関して、売主の特許、営業秘密、ノウハウ、商標その他の知的所有権に関する権利、所有権又はライセンスを買主に付与するものと解釈されないことを承認し、これに同意する。買主は、製品を複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、改良し、又は派生作品を作成してはならず、また、製品に関連する文書や資料に関して、複製、改変、翻訳若しくは派生作品の作成を行ってはならない。買主は、売主の権限ある代表者が署名した書面による事前の同意なく、売主の商標、サービスマーク又は商号を使用してはならない。

### 15. 製品規制

15.1 買主は、売主の一部の製品が各種法令の適用を受けること、並びに当該製品が買主への納入地の法域内での最終使用のために表示されていることを認識する。買主が製品を納入地の法域外に輸出、その他出荷又は販売する場合には、当該行為に関して適用されるすべての法令、関連費用、経費及び税金について、買主が単独で責任を負うものとする。

15.2 規制変更により、製品の一部が追加的制限の対象となり、その結果として、当該製品に実質的に起因する自主的又は強制的なリコール、警告、現場修正若しくは撤去が必要となる場合、売主は、当該リコールを開始した後、商業的に合理的な期間内に買主に対して書面により通知するものとする。場合、当事者らは、本約款の条項に従い、その結果について誠実に協議するものとする。

15.3 製品に実質的に起因しない自主的又は強制的なリコール、警告、現場修正若しくは撤去が行われる場合、買主は、損失の危険を引き受けすることに同意し、さらに第10条に基づく義務に加え、売主、その関連会社並びにその代表者を、当該リコールに直接又は間接的に起因し、又はこれに関連する一切の損失から免責し、防衛し、かつ永続的に補償するものとする。

15.4 本第15条に基づく義務を制限することなく、各当事者は、製品又は製品に起因する他の製品に関連する規制上の通知又はリコールを受領した場合に、当該通知又はリコールを受領してから7営業日以内に、相手方当事者に対して開示するものとする。

### 16. 責任ある取扱い

16.1 買主は、売主が本約款に基づき供給される製品に関する製品資料又は情報(安全データシート、製品データシート及びラベル等)であって、当該製品に関する警告、安全及び健康情報を含むものを提供し、又は該情報により提供すること、並びに売主が供給する製品が危険性を有する場合があることを認識する。買主は、以下を行うものとする。(a) 当該情報を全て熟知すること。(b) 製品の取扱い、保管、輸送、使用、処理及び廃棄について、製品の危険性及び製品の使用に関連する特別の注意を含め、安全な方法を採用し、これを遵守すること。(c) 本約款に基づき供給される製品の荷卸し、取扱い、保管、使用、輸送及び廃棄に関連して必要とされる注意事項及び安全な取扱方法について、売主の最新安全データシート又は製品データシートに記載された情報を含め、買主の代表者及び顧客に対して、十分かつ適切に指導し、通知すること。(d) 環境保護、健康及び安全に関する適用法令を遵守し、人、財産又は環境に対する流出その他の危険を回避するために必要な措置を講じること。

16.2 製品がさらに加工、混合又は他の製品に組み込まれる場合、買主は、製品又はその副産物に関連して又はこれに起因して生じる廃棄物について理解し、十分に把握しているものとする。買主は、当該製品、その関連副産物又は廃棄物に曝露する可能性が合理的に予見されるすべての者に対して、適切な健康及び安全に関する情報を周知させるものとする。買主は、適用法令に基づく全ての強制的要件を満たす方法で、当該廃棄物を管理及び処理することを約束する。

16.3 当該製品が専門用途専用である場合、買主は、売主に対し、買主が当該製品を適切かつ安全に取扱い、保管、廃棄及び使用方法について、十分な経験と知識を有する専門ユーザーであること(買主が再販業者である場合には、最終利用者が専門ユーザーであること)を表明し、保証する。買主は、本項に基づく買主の義務、表明及び/又は保証の不履行に起因する範囲において、売主及びその代表者を、第三者による一切の請求、責任、損失、費用、損害及び経費(弁護士費用及び経費を含むが、これに限られない)から補償し、防衛し、かつ免責するものとする。

### 17. 返却可能な設備及び容器

17.1 適用される範囲において、製品の配送のために買主に提供される返却可能な設備又は容器(タンク車又は鉄道貨車を含む)は、売主が所有又はリースしているかを問わず、売主の個人財産として留保されるものとする。これらは、買主への到着後、速やかに内容物を空にし、適切に洗浄して直ちに再利用可能な状態であればならない。いかなる場合でも、当該作業は買主への到着後24時間以内に行われなければならない。当該設備及び容器の返却は、運送費を含む買主の単独の費用及び負担により、出荷運送業者に引き渡された日から30日以内に行われなければならない。

17.2 第17.1項に関し、売主は自己の単独裁量により、買主に対し、当該設備及び容器に関連する保証金を含む合理的な担保の提供を要求することができる。当該設備及び容器が、売主にとって合理的に受け入れ可能な状態で、かつ本第17条に従って返却された場合、当該保証金は買主に返還されるものとする。本第17条に従って設備又は容器が返却されない場合、売主は当該事前預託金を保留し、当該設備又は容器を本第17条に適合させるために当該金額を充当することができる。疑義を避けるために明示すると、当該機器又は容器を本第17条に適合させるために必要な金額が事前に預託された金額を超える場合、売主は買主に対し追加の支払いを求めることができる。

17.3 前項の規定を制限することなく、買主は、本約款又は業界において一般的に認められているベストプラクティスに反する方法で、返却可能な設備又は容器を、当初納入された製品の合理的な保管以外の目的で使用しないことを承認し、これに同意する。買主への到着後、当該返却可能な設備又は容器が売主の出荷場所に返却されるまでの間、買主は、通常の使用による通常の損耗を除き、当該返却可能な設備又は容器に関する一切の責任、損失、損害又は滅失について責任を負うものとする。本第17条に基づくその他の不履行により買主が売主に支払うべき金額を制限することなく、買主が上記に規定された期間内に当該機器又は容器を引き渡さない場合、買主は、当該設備又は容器の各個別の品目につき、暦日1日にあたり50ユーロ(€)の割合で、当該設備又は容器の返却期日から売主が当該設備又は容器を受領する日の前日までの期間について、売主に支払うことに同意する。

### 18. 準拠法、裁判管轄、陪審裁判放棄

18.1 本約款及び本約款に起因又は関連して生じる一切の請求は、売主の本店所在地の法令に準拠するものとする。ただし、売主の主たる事業所所在地の法令以外の適用をもたらすおそれのある、いかなる法の選択又は抵触に関する規定又は規則(売主の本店所在地又はその他の法域のものを問わない。)の適用は排除されるものとする。

18.2 各当事者は、本約款に起因又は関連して生じる、契約、不法行為その他を根拠とする法又は衡平法上の一切の訴訟について、売主の裁量により、(a) 売主の主たる事業所所在地、又は(b) 売主の登録事務所所在地のいずれかにある裁判所の専属的管轄権に服することを、取消不能かつ無条件に合意する。各当事者は、かかる裁判所以外において、本約款に関連するいかなる訴訟も提起せず、又は第三者による当該訴訟を支援しないことに同意する。さらに、各当事者は、取消不能かつ無条件に、上記裁判所における裁判地の指定に対する一切の異議を放棄し、また、当該裁判所において提起された訴訟が不便な裁判地において提起されたものである旨の抗弁又は主張を行わないことに同意する。前項にかかわらず、各当事者は、当該裁判所において提起された訴訟に関する最終判決が確定的効力を有し、いかなる法域においても、又は法令若しくは衡平法により認められる方法により執行され得ることに同意する。国際物品売買契約に関する国連条約(CISG)は排除され、本約款には適用されないものとする。

18.3 各当事者は、本約款、本約款に基づく予定される取引、又は本約款の交渉、管理、履行若しくは執行に起因又は関連して生じる、契約、不法行為その他の根拠とする一切の訴訟において、陪審裁判を受ける権利を取消不能に放棄する。

## 19. 拘束力及び譲渡

本約款は、当事者ら及びそのそれぞれの承継人並びに許可された譲受人の利益のために効力を生じ、かつこれらを拘束する。当事者ら以外のいかなる者も、本約款の利益を受ける権利を有しない。本約款、又は本約款に基づくいかなる権利、利益、義務についても、当事者の一方は、相手方の事前の書面による同意（かかる同意は不当に保留、条件付け又は遅延されないものとする）なくして、譲渡又はその他の方法で移転してはならず、当該同意なく行われた譲渡又は移転の試みは無効とする。ただし、売主は、買主の事前の書面による同意なく、契約を以下の者に譲渡又はその他の方法で移転することができる。

(a) 売主の関連会社（明確化のため、現在及び将来の関連会社を含む）

(b) 権利承継者、又は債権譲渡、合併、契約に関連する売主の資産の全部又は実質的に全部の売却、売主の株式売却、若しくは売主の支配権変更に関連して契約を取得するその他の第三者  
明確化及び疑義を避けるため、買主に関する直接的又は間接的な支配権の変更は、本第19条の目的上、譲渡とみなされるものとする。

## 20. 延長、権利放棄

本約款に明示的に規定される制限に従い、当事者らは、(a) 相手方の義務又はその他の行為の履行期限を延長し、(b) 相手方による本約款の表明及び保証の違反について追及する権利を放棄し、又は (c) 本約款の条項の遵守又は条件の充足を求める権利を放棄することができる。いずれかの当事者によるかかる延長又は権利放棄に関する合意は、当該当事者又はその代理人が署名した書面による文書に記載された場合にのみ有効とする。本約款に基づく権利の不行使又はその行使の遅延は、当該権利を害するものではなく、また、本約款における表明又は保証の違反、条項の遵守又は条件の充足について、放棄又は黙認と解釈されるものではない。また、かかる権利の一部又は一回の行使は、当該権利の他の行使若しくは将来の行使、又は他の権利の行使を妨げるものではない。

## 21. 分離可能性

本約款のいずれかの条項、又は当該条項のいかなる者又は状況への適用が、管轄権を有する裁判所により、いかなる点においても無効、違法、失効又は執行不能であると判断された場合であっても、本約款のその他のすべての条項、又は当該条項が無効、違法、失効又は執行不能とされた者又は状況以外の者又は状況への適用については、なお完全に効力を有するものとし、それによって何ら影響を受けず、害されず、又は無効とされることはない。かかる判断がなされた場合、当事者らは、法令により許容される最大限の範囲において、当事者らの当初の意図を可能な限り実現するため、双方にとって受け入れ可能な方法により、契約を修正することについて誠実に協議するものとする。

## 22. 存続条項

当事者の表明及び保証、発生済み支払義務（支払期日が到来しているか否かを問わない）、税金に関する義務、補償義務、責任制限、守秘義務、環境に関する義務、並びにその性質上又はその条項により契約終了後も効力を有することが意図されているその他の一切の誓約、条件及び条項は、本約款の終了後も存続するものとする。

## 23. 通知

本約款に基づき要求され、又は許可されるすべての通知その他の通信は、書面によるものとし、以下の場合に配達されたものとみなされる。

(a) 直接手渡しにより交付された場合

(b) 郵便料金前納の上、書留郵便又は配達証明郵便により送付された場合（受領時）

(c) 全国的に認知された宅配業者による翌日配達又は宅配便により送料前納で送付された場合（受領時）

(d) 電子メールより送信された場合（受信確認がなされた時点）

通知は、各当事者が指定した住所及び担当者、又は各当事者が別途指定した住所及び担当者宛てに送付されたものとする。

## 24. 管理言語、追加条項

24.1 本約款は、英語、中国語、フランス語、ドイツ語、ポルトガル語、日本語及びスペイン語で作成され、売主のグローバルウェブサイト (<https://www.icl-group.com/commercial-terms/>) に掲載されるものとする。各言語版は、いずれも同等に正式なものとする。買主の要請があった場合、かつ買主の単独の費用負担において、売主は本約款の他の言語による翻訳を提供することができる。本約款の解釈に関して紛争が生じた場合には、すべての目的において英語版が優先するものとする。

24.2 当事者間において、買主の製品需要量の一定割合を購入する義務を負う契約に関連して記載される、製品グレード、仕様、濃度、サイズ及び品質その他の記述的条件は、製品の本質的な要素を構成するものではなく、当該時点における買主の需要を示す参考的な記載にすぎない。買主が当該需要内容の変更又は修正を希望する場合、当該変更又は修正の効力発生日の少なくとも15日前までに、書面により売主に通知するものとする。ただし、疑義を避けるために、当該制限は、効力発生日以前に買主に供給された製品には影響を及ぼさないものとする。確約された数量は、かかる変更後の要求内容を反映するように修正されるものとし、当該修正は、買主の要請に基づき売主が行う価格調整の対象となるものとする。